

国民健康保険税の 滞納措置

国保は、いつ病気やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者みんなでお金（国保税）を出し合って、必要な医療費を負担していくという助け合いの制度です。

災害など特別な理由もなく国保税を納めない人には、納めている人との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」が交付されるなどの滞納措置がとられることとなります。

また、督促を受けたり、延滞金が増算されたりするだけでなく、滞納処分（財産の差し押さえなど）の対象になることがあります。

「短期保険証」とは

国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新のために納税相談を受け、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは

国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。「資格証明書」は国民健康保険に加入しているということを証明するだけであり、保

険証のように1〜3割の負担で医療が受けられることができなくなり、かかった医療費の全額をいったん自己負担しなければなりません。後日、申請により医療費の7〜9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと

「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることとなります。

納付が困難なときはご相談ください

災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。また、分割納付などもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めにご相談ください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-11111（内線216・261）

納税に関する問合せ先

困収納グループ

☎52-11111（内線241・242）

国民年金保険料の 申請免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除要件により全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除の制度があります。

7月から申請ができます。

免除申請期間は7月から翌年の7月までの間、いつでもできますが、受付期間が長い分申請忘れも多くなりますので、できるだけ早く手続きをするようお願いいたします。

また、若年者（30歳未満）を対象として本人と配偶者の所得で猶予の判断をする「若年者納付猶予制度」・大学生、専門学校生など学生さんを対象とする「学生納付特例」が実施されています。ただし、猶予ですので免除はされませんので、ご承知ください。

対象となる方

- ・所得の少ない方
- ・失業により保険料を納付することが困難と認められたとき（離職票などの写しが必要）
- ・事業の休止または廃止により離職者支援資金貸付制度によ

る貸付金の交付を受けたとき（貸付決定通知書の写しが必要）

免除期間の取り扱い

保険料が未納になっていると、その未納となっている期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。免除を受けると、全額免除は免除を受けた期間の3分の1、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5が老齢基礎年金の受給額として反映されます。

その他

免除期間中の納付免除を受けた分の保険料は、10年以内であれば追納することができます。この場合、2年を経過した分の保険料は当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

申請免除に必要なもの

年金手帳、印鑑

※平成19年1月2日以降高浜市に転入された方は申請者とその配偶者およびその世帯の世帯主それぞれの平成18年分所得（課税）証明書（所得額・控除額わかるもの）が必要です。

※今年度および前年度の失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票と雇用保険受給資格者証などが必要です。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎52-11111（内線219・262）

第12回介護教室

介護を行っている方を対象に、介護教室を開催します。

今回は暑い夏に向け、「脱水予防」をテーマに、医師による講義とえん下補助食品などの紹介、食事や水分摂取時の介助方法について実技指導を行います。

とき 7月21日（土）午後1時30分〜3時

ところ 日本福祉大学高浜専門学校 学校介護実習室

内容 「脱水予防について」講義・実技

対象者 現在介護をしている方、介護にお悩みの方

申込期限 7月13日（金）

申込方法 地域包括支援センターへ電話で申し込んでください。

申込・問合せ先

地域包括支援センター

☎52-55108

☎52-9610

